

平成十九年七月十七日

第九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会議事録

東京都中央卸売市場

日時 平成十九年七月十七日（火）

午前一〇時三〇分

場所 東京都庁第二本庁舎三十一階

特別会議室二十七

出席者

会 長	村 山 益 美	学校法人順心女子学園理事
会 長 代 理	青 山 和 夫	元東京都中央卸売市場長
委 員	井 口 幸 吉	東京都青果物商業協同組合理事長
〃	磯 村 信 夫	東京都花き振興協議会副会長
〃	伊 藤 興 一	東京都議会議員
〃	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
〃	伊 藤 宏 之	東京魚市場卸組合連合会会長
〃	宇 田 川 聡 史	東京都議会議員
〃	大 澤 誠 司	東京青果卸売組合連合会会長
〃	大 武 勇	東京都水産物小売団体連合会会長
〃	大 西 さとる	東京都議会議員
〃	國 井 克 美	東京都花き振興協議会副会長
〃	後 藤 雄 一	東京都議会議員
〃	齋 藤 壽 典	社団法人大日本水産会常務理事

幹

事

〃	鈴木 達夫	福祉保健局市場衛生検査所長
〃	荒井 浩	中央卸売市場事業部長
〃	河村 茂	中央卸売市場参事（新市場建設技術担当）
〃	宮良 眞	中央卸売市場新市場建設調整担当部長
〃	越智 利春	中央卸売市場新市場担当部長
〃	後藤 明	中央卸売市場参事（調整担当）
〃	大橋 健治	中央卸売市場市場政策担当部長
〃	大野 精次	中央卸売市場管理部長
〃	比留間 英人	中央卸売市場長
〃	横山 俊夫	東京都花き振興協議会会長
〃	山根 香織	主婦連合会副会長
〃	牧口 正則	全国農業協同組合連合会園芸販売部長
〃	細川 允史	酪農学園大学教授
〃	羽根川 信	築地市場労組従組連絡協議会副議長
〃	野原 秀司	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会事務局長
〃	名和 三次保	東京都生活協同組合連合会会長理事
〃	寺内 正光	東京食肉市場株式会社取締役社長
〃	武井 喜一	東京中央市場青果卸売会社協会副会長
〃	高野 喜八郎	東京食肉市場卸商協同組合理事長
〃	鈴木 あきまさ	東京都議会議員

書

記

野口一紀

中央卸売市場管理部総務課長

志村昌孝

中央卸売市場管理部財務課長

飯田一哉

中央卸売市場管理部新市場建設課長

鈴木裕之

中央卸売市場管理部副参事（広報・計画担当）

熱田秀

中央卸売市場管理部副参事（食肉事業推進担当）

松村大

中央卸売市場事業部業務課長

伊藤達也

中央卸売市場事業部施設課長

第九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午前一〇時三二分 開会

開
会

司会（松村） 大変お待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には、ご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私、当協議会の事務局を務めさせていただいております、東京都中央卸売市場事業部業務課長の松村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日、大変軽装で失礼させていただいております。現在、ご存じかと思えますけれども、東京都でも地球温暖化防止の取り組みの一環ということで、二十八 という適温冷房の中での執務というのを実践しておりますので、本日はクールビズの対応ということで失礼させていただいたところでございます。

それでは、最初に先に先立ちまして、私のほうから定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立するということとなっております。ただいま協議会委員二十八名中二十四名の方にご出席をいただいております。定足数に達しております。本会は有効に成立をしておりますので、開会させていただきます。

なお、本日、あらかじめ、近藤委員、中野委員、藤島委員の三名については、ご欠席といただいております。また、山根委員が現在まだお見えになっていない状況でございます。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。順に本日の協議会の次第、協議会の委員の名簿、それから座席表、そして諮問文の写し、審議事項、報告事項、それぞれの資料でございます。お手元がない場合はお申し出いただければと思いますが、よろしいでしょうか。以上、資料の確認をさせていただきます。

それでは、この後は村山会長に議事進行をお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

村山会長　それでは、ただいまから第九回の東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきました存じます。皆様方には大変お忙しい中、また天候不順な中をお集まりいただきましてありがとうございます。なお、本日は多くの議事を予定しておりますので、委員の皆様方には円滑な進行についてご協力いただけますようあらかじめお願いしたいと思います。

新委員紹介

村山会長　それでは、ここで新しく就任されました委員の方々、すなわち去年の九月七日以降に就任をいただいている方々をご紹介しますが、まず、井口幸吉委員でございます。

井口委員　東京都青果物商業協同組合、前阿部会長の後を受けました井口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

村山会長　ありがとうございます。次に、伊藤興一委員でございます。

伊藤委員　都議会公明党の伊藤興一でございます。どうぞよろしく申し上げます。

村山会長　よろしく申し上げます。次に、後藤雄一委員でございます。

後藤委員 皆様、よろしくお願いいたします。後藤と申します。

村山会長 横山委員でございます。

横山委員 東京都花き振興協議会の会長を務めます横山でございます。どうぞよろしく申し上げます。

村山会長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。なお、引き続きまして、委員の皆様を全部ご紹介すると

よろしいと思いますけれども、恐縮でございますが、時間の関係もございまして、お手元の資料として名簿をお配りしてございますので、ご承知おきいただきたいと思えます。幹事につきましても、お手元にお配りしております名簿によりまして紹介にかえさせていただきますと思います。

それでは、お手元に配付してございます協議会の次第に従って会議を進めたいと思えますけれども、議事に先立ちまして、比留間市場長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

市場長あいさつ

比留間市場長 おはようございます。中央卸売市場長の比留間でございます。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、また天候の悪い中、第九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また日ごろから中央卸売市場の業務運営につきまして、ご指導、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、東京都中央卸売市場では現在最大の課題として、豊洲新市場への移転問題に取り組んでいるところでございます。豊洲地区の土壤汚染対策につきまして、都民、市場業界の方、一部の方から心配の声があることから本年五月、公正な立場から東京ガス株式会社及び東京都の調査や対策を評価検証していただくため、豊洲新市場予定地における土壤汚染対策等に関する専門家会議を発足させ、追加調査の内容や範囲、新たな対応策の必要性を議論し

ていただいているところでございます。今秋に予定されておりますこの会議の提言を踏まえまして、東京都は必要な措置を確実に実施し、豊洲新市場を安心できる市場として開場させてまいる考えでございます。

また、他の市場におきましても、市場の活性化、競争力の強化に向けて大田市場青果部立体荷捌き場整備に伴う大屋根駐車場の建設工事、食肉市場のピッシング中止対策工事や市場棟衛生対策工事、淀橋市場の仲卸棟建替工事などの施設整備を進めてまいります。

業務につきましては、公正で円滑な市場を運営していくため、卸売業者や仲卸業者に対する業務検査や指導を行うほか、市場の食品安全の向上のための支援に努めているところでございます。

本日も審議いただきます東京都中央卸売市場の平成二十年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、全国五十二都市の中央卸売市場開設者で構成する全国中央卸売市場協会での議論を踏まえ、都の市場関係業界と協議を重ねて取りまとめたものでございます。

また、報告事項のうち、委託手数料の弾力化につきましては法改正の施行が平成二十一年四月に迫ってきておりますので、引き続き関係の皆様方と十分に協議を進めた上、本年度中には内容を固めて法改正の趣旨である卸売市場の活性化が実現できるよう制度を整えていきたいと考えております。本日は農林水産省が示した法改正の方向性と都の卸売業者の状況についてご報告を申し上げます。

本日はこうした問題につきましてご審議をいただきますとともに、皆様方から活発なご意見を頂ければと考えております。それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議事

一、審議事項 平成二十年における臨時休業日及び臨時開場日の設定について

村山会長　それでは、これから審議事項に入らせていただきます。花き部、食肉部、水産物部、及び青果部、それぞれ案が提出されております。まず、花き部の案につきまして事務局の説明をお願いします。

荒井幹事　中央卸売市場事業部長の荒井でございます。それでは私から説明させていただきます。東京都中央卸売市場条例によりますと、市場の休業日は日曜日と国民の祝日、それに年末年始と定めておりますが、知事は臨時に休業日または開場日をつけることができることとなっております。この臨時の休業日と開場日を設定するに当たりましては、できるだけ業務実態に即したものとするため、各業界の自主的な協議、調整を経てまとまった案を踏まえて当協議会にお諮りしております。

それでは、資料のページをごらんいただきたいと思えます。花き部につきましては、東京都花き振興協議会が取りまとめたものをもとに提案しております。

現在、花き部は北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の五市場に設置されております。平成二十年の設定の考え方でございますが、まず、臨時開場日につきましては、花き部の取引が年間を通して切花が月・水・金、鉢物が火・木・土の各曜日に行われております。このため、国民の祝日も臨時開場日とし、それに加えて松・千両の取引日として、十二月の日曜日に開場日を設定するという考えでございます。

臨時休業日につきましては、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定することといたします。その結果、第二に書きましたように、平成二十年の実施日は、全市場共通の臨時開場日が一月四日をはじめとする十六日。このうち、十二月十四日は松市、十二月二十一日は千両市でございます。この十六日間に加え、北足立市場など四市場では、三月二十日も臨時開場日といたします。

臨時休業日につきましては、全市場で十二月二十八日と十二月三十日とするほか、北足立市場が三日、大田市場が二日など、それぞれの市場の特性に基づきまして記載のとおり設定いたしました。カレンダーは二ページのとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

村山会長 花き部についての説明は終わりました。何かご意見がございましたら、よろしくお願いいたします。

ないようございますので、この案をもって決定をさせていただくということですのでよろしくごさいましようか。

〔異議なし〕の声あり〕

村山会長 ありがとうございます。

それでは、次に食肉部の案につきまして、事務局の説明をお願いします。

荒井幹事 それでは、三ページをごらんいただきたいと思えます。食肉部につきましては、食肉市場取引業務運営協議会で協議、調整されたものをもとに提案してございます。

設定の考え方ですが、臨時休業日については、四週八休型を基本に、需要の増加する十二月を除き、原則として毎週土曜日に設定するものでございます。また、八月に夏休みを設定いたします。

臨時開場日は五月の祝日等による四連休の回避と十二月における需要増へ対応するために設定いたします。

これにより、平成二十年の実施日は、第二の一に記載のとおり、臨時休業日が、五月三日と十二月の各土曜日を除いた毎週土曜日、さらに夏休みを八月十五日と設定した四十八日でございます。

臨時開場日は五月三日、十二月二十三日、十二月二十九日といたします。カレンダーは四ページのとおりです。

なお、食肉市場に併設されている芝浦と場との関係で、今後と畜日程に変更があったときは市場の休開市日もあわせて変更する可能性があることを申し添えます。

以上です。

村山会長 説明は終わりました。何かご意見ございましたら、お伺いしたいと思いますのですが。

ないようございますので、この案をもって決定をさせていただくということですのでよろしくごさいましようか。

〔異議なし〕の声あり〕

村山会長　ありがとうございます。

それでは、引き続きまして水産物部及び青果部について、事務局の説明を求めます。

荒井幹事　それでは、五ページをごらんいただきたいと思えます。水産物部・青果部につきましては、本年も両部からのご意見やご要望を伺った上で、卸、仲卸、小売業者間で調整を行い、東京都として案を取りまとめました。

設定の考え方でございますが、臨時休業日につきましては、第1の1の(1)のとおり、四週六休を基本に、原則として毎月第二、第四水曜日に設定します。この際、(2)にあるように、二月十三日や七月二十三日のように国民の祝日が同一週にある場合は、他の週に振りかえず、開場いたします。

また、(3)にあるように、八月に夏休みを二日設定いたします。八月十五、十六の二日間といたしますが、これに伴いまして、第二水曜日の八月十三日は休業としないことといたします。

さらに(4)にあるとおり、四週八休型の市場の休業の試行として三月と六月のすべての週で二日間の休業を取ることとし、三月の第一水曜日の五日、六月の第一週の四日と第三週の十八日を臨時休業日といたしました。

次に臨時開場日につきましては、五月の祝日等による四連休を回避するため、連休最終日の五月六日を臨時開場日といたします。以上により、平成二十年の実施日は第二に記載したとおり、臨時休業日が二十三日、臨時開場日一日ということになりました。カレンダーは六ページのとおりで。

この二十年のカレンダーについては、昨年の運営協議会でご報告いたしましたとおり、多様なご意見がある中で、十九年よりさらに検討を深められるようより早くから業界内での検討に東京都も加えていただいたほか、全国の開設者との協議をきめ細かく行うこととし、市場の活性化に結びつく市場の休開業日の設定に向けて検討を行ってまいりました。

例年ご報告しておりますが、休開業日の設定についてはさまざまのご意見がございます。一つには生産者の出荷体制や市場従業員の労働条件の改善などを進めるためにも、従来の枠組みを見直して水曜日を全部休んで休日を取

保していくという案があります。一方で、業績を上げるためには営業日数を確保するとともに来場者にわかりやすくするため、臨時休業は第二第四水曜日に固定して、その週に祝日があったときには振りかえを行わない案など、いずれも市場の実態と市場外の動向などを踏まえた、妥当な理由のある多様なご提案がございます。

こうした中で、二十年のカレンダーについての検討は、昨年十一月の段階からスタートいたしました。三月には関係者による臨時休開市連絡調整会議を立ち上げました。一方、開設者を中心に構成する全国中央卸売市場協会、全中協でも議論を行いました。その中で多くの都市の開設者から、社会に四週八休が定着した中で市場でも四週六休を見直して四週八休を検討すべきとする関係者の声が寄せられているという報告がありました。また、各都市の開設者自身からも市場の活力を維持、向上させるためには労働条件の改善や整備を進めて、優秀な人材の確保や後継者の育成を図ることが重要で、市場の休開市日についてもこの観点から考えるべきではないかという意見が出されました。さらに、休市日の問題を考えるに当たっては、いつ休むか、いつ開けるかだけではなく、市場のルールを見直して市場関係者が使いやすい市場となるように新しい運営方法を考えていく必要がある、といった指摘もありました。

こうしたことから、今年の全中協では、二十年の設定方針については、従来と同様とするが、四週六休型としていた設定方針の見直しの検討を行うこととなりました。東京都といたしましては、この決定を受けて、二十年に四週八休型の試行を行い、四週八休型の運営に係る課題を検証したい考えです。三月と六月としましたのは、水産・青果を含めて比較的取扱数の少ない月であることからでございます。二十年は水産・青果の統一したカレンダーで試行した上、その結果を十分検証し、今後さらに検討を深めていきたいと考えております。なお、この試行において確認する主な事項といたしましては、一つには取扱量の変化など取引に与える影響です。次に、休市日の卸、仲卸、小売買参など、関係者の対応の状況について把握したいと思っております。また、市場業務従事者の皆さんへの影響、これらを検証したいと考えています。

また、一般消費者に対して市場が休市日であっても、翌日に備えて活動していることなど市場の機能と実態への理解を深めるPRを行っていくことについても検討しております。

以上です。

村山会長　ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。どうぞ。

名和委員　非常に丁寧なご説明、よくわかったんですが、ぜひとも来年に向けても消費者の立場から改めてお願いしたいんですが、東京都の総世帯数は今年の三月で十万世帯増えているんです。一方、単身世帯というのは、どんな一人に向かって進んでおるわけです。そういうような人口増もあるし、世帯人口の変化もあるしという中で、消費者の生活構造というのは大分違ってきているのではないだろうかというふうに思っているわけです。

実は私は中野に事務所があるんですが、例えばお盆は中野のすし屋は大体開いているわけなんです。何も東京から去る人ばかりじゃなく、東京に戻ってくる人たちもいらつしやるわけで、そういう意味では、やっぱり当然のことながら調査もしていただいているんでしょうけれども、全体としての東京都の世帯の増加だとか単身世帯の増加とかの消費者行動というのを十分に今後とも考慮していただいて、せめて食肉部あたりのような臨時開場日を増やしていただくというようなことも含めて、ぜひとも平成二十一年度以降ご検討いただければなというような要請をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

村山会長　ありがとうございます。要請ということではよろしゅうございますか。はい。ほかにございますか。

羽根川委員　築地市場労組従組連絡協議会の羽根川と申します。先ほど荒井事業部長のほうから全中協の設定方針のご説明があったわけですが、きょう提出されている参考資料の臨時休開市日の設定についての設定方針、これについては文章上は去年と全く同じ文章になっているわけです。ただ中身の問題として平成二十年についてはこれまでの四週六休型から一歩足を踏み出して四週八型に向けた試行をすると。平成元年に全中協が週休二日制に向けて検

討を開始し、平成十一年に四週六休型の基本をつくって、それから周年、十年、二十年になろうとしているわけですが、当初週休二日制については社会的な趨勢だと、そういう中で中央卸売市場としても検討しなければいけないという提案がありました。その時点では週休二日制に向けて一歩踏み出したけれども、週休二日制については時期尚早なので四週六休型に向けて進めていくんだということが確認されていたわけです。今回試行ということで、三月、六月に四週八休型に向けて一歩踏み出すということなので、そういう面では先ほどの都の休開市日の設定について基本的には賛成していきたい。ただ、昨年と今年の設定で、昨年は国民の祝日が同一週にある場合どうするかということ、昨年は一月、二月、十月については他の週に振りかえると。ただし、九月、十二月については需要実態等を踏まえ、振りかえは行わないという方針でした。今年の提案については、二月、七月、九月、十一月、十二月すべてについて他の週に振りかえないという提起になっています。したがって、その辺について都のほうとしてはどういう考え方で全部振りかえない形になったのか、ご説明をしていただきたい。

村山会長 以上ですか。

羽根川委員 はい。

村山会長 では、事務局どうぞ。

荒井幹事 今年度は、わかりやすい休開市日の設定をしたいということで、まず第二、第四を固定をして振りかえを行わないという基本的な考え方のもとに、スタートしたということがございます。三月、六月の試行は三日間休日に加わるわけですが、これによりまして昨年と同様の休日日数が確保できたという形になっています。振りかえないという形でわかりやすいベースをつくった上で試行に取り組んだという案になってございます。

村山会長 説明は終わりましたが、よろしゅうございますか。

羽根川委員 はい。

村山会長 ほかにございましたら、水産物部・青果部につきましても、ご提案をいた

いただきましたとおり決定するということを進めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

村山会長　ありがとうございます。それでは、水産物部・青果部についてもご決定をいただいたということでございますので、各部合わせまして、ご諮問をいただきました件につきましては、原案のとおり答申することによって、皆様のご了解をいただければそうしたいと思えますが、よろしゅうございましょうか。

（「はい」の声あり）

村山会長　ありがとうございます。答申につきましては、後日会長のほうから知事あてに答申をさせていただきますと思います。

二、報告事項

村山会長　次に、報告事項に入らせていただきたいと存じます。資料をごらんいただきたいと思いますが、報告は二点ございまして、東京都中央卸売市場における最近の状況についてが一点と、二点目に委託手数料弾力化等に係る取り組みについての二件でございます。これは、一括して説明を願えればと思えます。よろしく願います。

荒井幹事　それでは、まず東京都中央卸売市場における最近の状況についてご報告いたします。一ページをごらんいただきたいと思えます。（一）は最近五年間の卸売業者の取扱数量及び金額の推移を表とグラフで示しております。平成十八年ですが、年初は日本海側で記録的大雪があるなど、寒波が来襲いたしました。一方夏場になりますと、長雨による日照不足があったものの、秋口には回復し、好天候に恵まれるといった比較的気候変動の大きい年でした。

各部類別に見ますと、水産物部では、取扱数量は前年より下回ったものの、金額的には若干増加しております。

これは世界的な水産物の需要増に伴う冷凍魚の単価高や、春先の冷凍マグロの相場上昇などが影響したものと考えております。

青果部では、取扱数量は前年を下回ったものの、金額的には上回っております。これは数年ぶりの厳冬と夏場の天候不順から取扱数量の減少がありました。価格は上昇した結果と考えております。

食肉部では、取扱数量は若干減少しましたが、金額的には増えております。これは牛肉について年間を通じて高値で推移したといったことが影響していると思っております。

花き部では、取扱金額はやや増加いたしました。こちらにつきましては、夏場の天候不順で品不足になった結果、相場が上昇したということが影響したものと考えております。

以上、平成十八年は各部門で取扱数量は若干減少いたしました。取扱金額は増加したという結果となりました。

次に二ページをごらんいただきたいと思っております。卸売業者と仲卸業者の経営状況でございます。(ア)でございますが、卸売業者は、平成十七年度中に統合があり、二十七社体制となりました。このうち二社が赤字という状況です。

仲卸業者につきましては、(イ)の表になりますが、花き部を除きましていずれも営業譲渡などにより業者数は減少しております。このうち赤字業者数は記載のとおりですが、全体で四割以上にのぼり仲卸業者の経営は依然として厳しい状況ですので、引き続き経営指導、事業再生の支援等を行いながら経営基盤の強化に努めていきたいと思っております。

三ページには、平成十六年までの全国の市場経由率を記載しました。ご参照いただきたいと思います。

次に四ページをごらんください。委託手数料弾力化に係る取り組みについてご報告いたします。

中央卸売市場の卸売業者は出荷者から販売委託された品物を市場内で仲卸業者または売買参加者に対して販売いたしますが、その販売金額に一定の料率を掛けた手数料を受け取っております。この手数料に関する定めは卸売市

場法第四十一条で規定されております。卸売業者は、卸売のための販売の委託を引き受けるについてその委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報酬を受けてはならないという規定でございますが、(1)の に記載のとおり平成十六年六月の法改正でこの四十一条が廃止され、手数料については各開設者が条例などで定めることとされました。また、その時期については のとおり平成二十一年度からとされ、あわせて のとおり奨励金についても改正されました。東京都では、(参考)に記載のとおり東京都中央卸売市場条例、同施行規則等に規定がありますが、これを(2) から までのスケジュールで改正する予定です。(2) の平成二十一年四月一日の新条例施行を目標にいたしまして、今年度運営協議会でのご審議、来年度運営協議会でのご答申をいただいた上で、都議会の議決をいただき農水省へ認可申請をするという段取りを予定してございます。

さて、農林水産省はこの制度改革につきまして、開設者が定めるモデルとして業務規程例を平成十六年八月に通知しております。現行の都の規程との比較表でその内容をご説明いたします。五ページから七ページまでのA3の表になります。

まず、委託手数料ですが、現行の東京都中央卸売市場条例第八十二条で定めがございます。委託手数料は卸売金額に取扱品目ごとに定率以内において規則で定める定率を乗じて得た金額とする、という内容ですが、条例の定率を上限として、その範囲内で率を規則で定めなさいということになっております。実際にはこの条例で定める率、これは前ページの参考で示した生鮮水産物及びその加工品が一〇〇分の五・五といった品目ごとの率でございますが、条例と規則で同一ですので、条例の上限どおりの率になっていることとございます。備考欄に記載いたしましたように、この手数料率は全国一律で取扱品目ごとに決まっております。

これに対して、今回の農林水産省の業務規程例では四つの類型を示しております。一つは、卸売業者の届出制とする場合です。手続の欄にございますように卸売業者は、委託手数料の額を定めるときにはあらかじめその内容を知事に届け出なければならぬというものでございます。その際、開設者の関与という欄に書きましたが、知事は

この手数料の額が不適切と認めるときは卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができるといった方式が新たに示されております。この場合、備考に書きましたように、卸売業者は、機能・サービスや地域品目ごとの取引実態に応じてみずからの判断で自由に料率を設定することができるようになります。

二つ目は、上限を定めて届け出をする場合です。あらかじめ委託手数料の額について知事が上限を定めて、その範囲内で届け出をいただくというものです。この場合、備考に書きましたが、上限を超えた料率の設定はできず、経営上の制約が生じる結果となることが考えられます。また、合理的で妥当性のある上限の決め方については慎重に検討する必要があると思います。

三番目は、上限を定めてその範囲内で承認制とする場合です。卸売業者は知事が定める額以内において知事の承認を受けなければならないという規程です。この場合も不正と認める場合は知事が承認をしないという形で関与がございます。この三をとる場合には合理的で妥当性のある承認基準を知事側は定める必要があります。

四つ目は現行と同様ですが、知事が委託手数料を定めるということとでございます。知事が規則で定めた料率で運営していただくということですが、経営の自由度については制約が生じます。また、この料率につきましては、合理的な数値、根拠を示す必要があるというものです。

次に、出荷奨励金と完納奨励金です。六ページをごらんください。出荷奨励金は卸売会社が卸売市場への出荷を促すため生産者等に支出する奨励金でございます。現行の条例、規則では、条例八十四条で卸売業者は出荷奨励金を交付するときはあらかじめ知事の承認を受けなければならないと定めており、年度の当初に承認申請書を出していただいております。内容は、記載のとおりでございます。この場合に知事は出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、または卸売業務の適正かつ健全な運用を阻害するおそれなく、かつ取扱品目の供給の安定に資するものと認めるものでなければ、承認してはならないということと関与しております。交付率につきましては、それぞれ水産物部、青果部、食肉部、花き部ごとに決まっており、この範囲内で卸売会社から承認申請書をいただ

いております。金額等につきましてはまた後ほどご説明します。

これに対しまして、農林水産省業務規程例では、四つの類型を示しております、もうこういった関与は必要なしというのが一番目です。二番目は報告制ということで、支払ったとき、事後に知事に報告しなさいというものです。この場合、卸売会社の財務の健全性を損なう場合等につきましては基準の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を知事は命じることで関与することができるようになっております。三番目は事前の届出制でございます、卸売業者が出荷奨励金を交付しようとするときにあらかじめ知事に届け出なさいというものです。この場合も開設者の関与がございます。四番目が承認制ということで、ほぼ現行と同等と思われませんが、知事の承認を受けた上で支出することができるということでございます。この場合も開設者の関与はございます。

七ページをごらんください。完納奨励金に対する農林水産省の規程例と現行の比較です。完納奨励金は、卸売会社を買受人の早期確実な代金決済を促すために一定の期限内に買い受け代金を支払った買受人等に対して支出する奨励金でございます。早期に確実な代金回収を図ることができる機能を持った仕組みでございます。現状は東京都条例第八十七条で卸売業者は完納奨励金を交付しようとするときはあらかじめ知事の承認を受けなければならぬという定めになっております。この場合、都が承認することにより卸売業者間に過度の競争による弊害が生じる恐れがあるとき、または卸売業者の財務の健全性を損ないまたは卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れがあるとき、こういったときには承認をしないという形で関与することにしております。この完納奨励金の支出の交付率につきましては、下記のとおりでございます。

これに対して、農林水産省業務規程例では四通りございまして、こちらも出荷奨励金と同様に一つは関与なし、一つは報告制、三つ目は事前届出制、四番目が現行とほぼ同様の内容ということでございます。

以上、委託手数料、出荷奨励金、完納奨励金について、農林水産省の業務規程例を参考にこれから都の制度を構築していくこととなります。手数料は卸売会社の収入の主要なものでございます。また、出荷奨励金は産地、完納

奨励金は買受人の皆様方にも大きな影響を与える要因でございますので、慎重に検討したいと思っております。

次に、卸売業者の経営状況についてまとめましたのが、八ページから十ページまでの資料です。八ページにこの十年間の東京都の水産物部、青果部、花き部の三部の売上高の推移、営業利益率の推移、経常利益率の推移を書いております。総売上高につきましては、各書類とも平成九年三月を一〇〇とした場合の指数で示しておりますけれども、それぞれ減っております。花き部につきましては、平成十三年の四月に世田谷市場が開場いたしましたので、そこで増えておりますが、横ばいということでございます。本業のもうけを示します営業利益率ですが、この間それぞれの部類で大きな変化はございません。また、営業外損益を加減いたしました経常利益率の推移でも大きな変化がなく、十年間取扱高が減少する中で一定の利益を確保してきたということがわかります。九ページにつきましては、以上の数値をグラフ化してビジュアルでごらんいただけるようにしております。

また、十ページをごらんいただきますと、経済産業省が平成十七年度に日本の企業二万六千七百九十社を対象に製造業、小売業、卸売業など十分野に分けて分析した資料がございます。そのうち情報サービス業、小売業、卸売業の三つと東京都の卸売会社の営業利益率、経常利益率を比較してございます。それに加えまして、大手の食品卸業三社を任意でございまして拾い出しまして、比較しました。全般的な大きな傾向をごらんいただくためにつかった資料でございます。まず上の表の営業利益率をごらんいただきたいと思っております。情報サービス業というのは、経済産業省の十七年度の企業活動基本調査では十分野のうちで最も営業利益率の高い業種ということで営業利益率は六・一％。小売業が二・四％。卸売業では一・五％ということですので。この卸売業の中には食料品等もございまして、工業製品などの卸もございまして、次の三つにつきましては、任意に選びました食品卸売業者の有価証券報告書から拾った数字でございましてけれども、食料品については大手の卸でもさほど高くないというのが実態でございます。それから、下の三つは平成十七年度の東京都中央卸売市場の部門別の営業利益率でございまして。卸売業の中でもやはり中央市場の卸売会社の利益率というのは、他業種に比較して高くないという構造かと思っております。

十一ページをごらんいただきたいと思います。営業収支の内訳でございます。内容的には東京都に提出されました事業報告書、それぞれ水産九社、青果九社、花き八社を、それぞれ足し上げまして、合計したもので分類してございます。水産で申し上げますと、総売上高が平成十七年度では、五千九百四十六億円ございました。これを一〇〇%といたします。これから、売上原価を引いた売上総利益は、二百八十六億円ということでございます。内容は委託手数料分が百十五億円、買付収益が百三十一億円、兼業収益が四十億円となっております。また、これに対してコストに当たる販売費・一般管理費のうちで、水産ですと、出荷奨励金は十一億円、完納奨励金が十億円出ております。この水産の場合の出荷奨励金というのは、産地の漁連などに出されているのが、十七年度十一億円あったということです。全体の内訳では、〇・一九%に当たるという構造です。また、完納奨励金につきましては、十億円出ておりますが、これは市場内の仲卸組合、あるいは買参、小売業の組合に十億円支出したということで割合は〇・一六%です。青果も同様でございます。委託手数料が二百七十七億円の収入、それに対して出荷奨励金は四十二億円の支出、これは産地の県単位のJAなどに四十二億円の出荷奨励金が出たということでございます。また、四十八億円の完納奨励金につきましては、場内の仲卸組合、買参小売団体に支出したという内容でございます。

以上、卸売業者の営業の推移と十七年度の表をごらんいただきましたが、この中で特徴的に考えられるのは、総売上高が十年間で下がる中で、一定の利益率を確保していらつしやる、経営努力をなさっているということかと思えます。二つ目は市場の卸売業者が他産業のみならず、市場外の大手の食品卸売業者に比べても収益率としては決して高いものではない、余裕のある状況ではないということを示していると思えます。また、出荷奨励金、完納奨励金につきましては、青果部で比率が高くなっているということがございます。

次に、十二ページをごらんいただきたいと思います。今回の手数料に係る問題につきましては、平成十六年六月の法改正以降の対応をみていく必要があります。法改正におきましては、それまで規制されていた取引の方法等について一定の規制緩和がございました。それを生かした形で経営の強化に取り組んでいただき、五年後の二十一

年四月からの手数料の弾力化を検討するというところでございました。東京都のそれぞれの卸売会社の改正後への取り組みにつきまして、今年の三月にアンケートを行いました結果です。

まず、商物分離取引、これは従前から開設区域内で特定の指定された倉庫等において、市場内に持ち込まずに取り引できるということがございましたが、これに加えて法改正では電子商取引の場合、商物分離をやってもよいということになりました。これに対する対応でございます。水産物部、青果部ともこの改正後、実施または実施予定の会社は今のところございません。食肉部についても同様です。花き部で一社、実際に行った例がございません。農水省の外郭団体の調査では、全国では、実施しているという実績報告がございます。

次に、第三者販売です。これは市場関係者以外への卸売の禁止ということの例外でございますが、従前から競りの後の残ったものについては買参権のない方に売ってもよい等の定めがありました。条例改正後は新たな市場間連携、あるいは業者間で連携した場合には第三者販売が今まで以上にできるようになったということですが、東京都では、この新しい改正条例に基づく第三者販売の例は今のところございません。全国でもはつきりとしたデータは得られておりません。

次に買付集荷ですが、従前は東京都の承認が必要でしたが、法改正後は買付集荷は全くの自由になりました。この結果、水産物部、青果部、食肉部、花き部を通じましてこれを活用した買付集荷が増加した、あるいは増加予定という状況が分かります。

以上が規制緩和された事項への対応状況でございますが、全国と比べて若干東京都の場合慎重に見えますが、従前からこの方式を十分に活用してきたということだと思います。それから、買付集荷などには積極的な対応をしているという経営姿勢が見られます。

また、この表にはございませんが、法改正後、規制緩和の流れの中で産地との連携を強化する動きあるいは量販店の取り込みを企画して卸売場の低温化に取り組む例、あるいは仲卸業者と組んで販路を開拓するなど経営努力を

してる卸売業者もいらっしゃいます。卸売市場の基幹的存在として、東京都の卸売業者は競争力を高めて経営改善に努めているという姿がございます。

さて、東京都ですが、今回の改正は、卸売業者の経営が活性化するだけではなくて、市場全体が一段と強化されて生鮮食料品の流通の機能がより充実したものになるように、条例その他規程を整備したいと考えております。

昨年の運営協議会で、平成十六年の市場法の改正の経過あるいは趣旨を踏まえると、東京都としては開設者の関与がなるべく少ない方向がよいものと考えており、卸売会社を中心とした業界の皆さんとヒアリングや意見交換を行う、というご報告をしたところです。その後、昨年度から都内のすべての卸売会社や仲卸組合、買参団体、学識経験者、あるいは生産者の団体の方などとお会いしまして、ヒアリングやアンケート、意見交換などを行ってまいりました。これらを通じて得られた課題やさまざまなご意見を整理して、さらに検討を深めまして、今年度中には内容を固めるため、次回の運営協議会で委員の皆様方にご審議をいただくように考えております。どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

以上、卸売会社の状況等について、ご報告いたしました。

村山会長　ありがとうございます。報告事項にかかわります説明は、以上のとおりでございます。状況報告と、それから手数料弾力化についての報告でございますが、今ご説明にもございましたように、二番目の手数料の関係につきましては、実質的な審議は次回東京都が方向性を示してからということになりますので、ただいまの報告についてご質問があればいただいて、審議は次回にゆだねるということにさせていただきます。それでは、何かございましたら、どうぞ。よろしゅうございましょうか。

では、ご質問はないようですので、報告事項についてはお聞き届けをいただいたということにして、報告事項に対します事項は終わりにしたいと思います。

ほかにご意見がございませんようでしたら、協議会はこれで終わることになります。最後に、市場長から一言

ごあいさつがございます。

比留間市場長 一言御礼を申し上げます。ただいま答申をいただきました東京都中央卸売市場の平成二十年における臨時休業日及び臨時開場日の設定につきましては、ただいま決定をいただきました内容を、今後、業界の皆様、並びに都の関係機関、全国中央卸売市場協会をはじめとする全国の市場関係者、出荷者に周知徹底を図ることといたします。円滑な市場運営につながるよう努めてまいります。

また、本日、いただきました貴重なご意見につきましては、今後の業務運営の参考とさせていただきますと思います。

本日はまことにありがとうございます。

閉 会

村山会長 市場長のあいさつは終わりました。皆様方には、長時間にわたりましてご審議をいただきましたほんとうにありがとうございます。議事も終わりましたので、本日の会は、これをもって閉じさせていただきますと思います。長時間どうもありがとうございます。

午前一一時二六分 閉会